

外国人登録令と在日朝鮮人団体——登録実施過程を中心に

鄭 栄 桓

論要旨

外国人登録令施行（一九四七年五月二日）に対する在日朝鮮人諸団体の対応について、登録実施後の内務省との交渉に注目して明らかにすることが本稿の課題である。朝連は登録実施が外国人たる地位の承認につながると考え、朝連作成の戸籍簿に基づいた一括登録、提示請求権の濫用禁止、正当な外国人待遇、警官不介入、「無籍者」のうち一部の軍人軍属等の被徴用者の在留権承認、写真費用の負担を条件に登録への協力を受諾した。しかし内務省の外登録制定の目的は「密入国者」の取締にあり、外登録により法的地位が変動するとも考えていなかったため、朝連は外登録への批判を強め条文修正を求める。だが民団の登録協力表明やGHQの介入も影響して、最終的に朝連側の条件に沿った内容の覚書を内務省と交わし条件付で登録の実施に至った。登録実施は朝連・内務省双方の妥協の産物であったが、こうした四七年外登録の特異なあり方は、四九年二月の外国人登録令改定で再検討されることになる。

一、問題の所在

本稿の課題は、外国人登録令（以下、外登録）公布・施行後の登録実施について、主として内務省と在日朝鮮人諸団体との交渉過程に注目し、一九四七年五月に施行された外国人登録の歴史的意味を明らかにするところにある。

一九四七年五月二日に勅令第二〇七号として公布・施行された外登録は、現行の外国人登録法と出入国管理及び難民認定法の起源に位置する、敗戦後日本初の外国人「管理」法令である。また「解放」後の在日朝鮮人史においても、外登録が主として在日朝鮮人を念頭において制定され

たこともあり、通史的記述のなかでは常に言及されるなど、重要な位置づけを与えられている。ただ、在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）、在日本朝鮮居留民団（以下、民団）、朝鮮建国促進青年同盟（建青）などの在日朝鮮人団体が外登令施行後の登録実施にいかに対応したのかについてはまだ研究が少なく、実態が必ずしも明らかにっていないのが現状である。

外登令については、内務省の行政文書とGHQ/SCAP文書を駆使してその制定・改定過程を明らかにした大沼保昭の先駆的な研究がある^①。ただ、大沼の研究は日本政府と占領当局の交渉に焦点が絞られたため、朝鮮人団体との交渉過程やそこでの論点については関心が払われていない。在日朝鮮人団体の動向に言及した近年の研究としては金太基と鄭祐宗の研究があり、金太基はSCAP、内務省に加え、在日朝鮮人団体の動向を整理し、朝連の中央総本部と地方本部の外登令への対応のギャップなど重要な論点を提起した。しかし、史料上の制約もあって十分に実態を明らかにしえたとはいいがたく、また中央／地方のギャップの解釈については首肯しがたい点がある^②。鄭祐宗の研究は、大阪府の「朝鮮人登録」から外国人登録令施行への過程を朝鮮人団体の動向も視野に収めながら詳細に明らかにした研究であるが、地域的に大阪に限定された研究であるため、全国的な動向を充分に明らかにしておらず、このため大阪における登録の運用についても若干ながら不正確な把握がある^③。

このように、日本政府とりわけ主管官庁の内務省と登録対象である在日朝鮮人の民族団体の交渉の実態は、研究の空白部分であるといえる。この背景には日本政府と在日朝鮮人諸団体の史料の不足がある。本稿では先行研究が用いたGHQ/SCAP文書に加え、日本側行政文書として二〇〇八年一〇月に公開された京都府立総合資料館所蔵の『外国人登録例規通牒綴 其ノ一 自昭和二十二年至昭和二十四年』（京都府総務部渉外課）をはじめ、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター所蔵の『昭和二十二年度以降 渉外関係書類』（高根村須走村組合役場）、そして山梨県立図書館所蔵の『外国人登録関係』のうち『在日朝鮮人史研究』に金浩氏が転載した史料を用いる。また、在日朝鮮人側の史料としては朴慶植氏旧蔵の新聞や会議議事録に加えゴードン・W・ブランゲ文庫の占領期検閲新聞雑誌中の在日朝鮮人発行の新聞・雑誌を用いる。

前述の通り外登令は敗戦後日本の入管法制の起源にあたるため、これをめぐって日本政府と在日朝鮮人団体がいかなる対応をしたのかを明らかにすることは、在日朝鮮人史研究の重要な課題である。また同時に、本論中でも言及するとおりの登録実施をめぐる交渉過程ではその後の日韓会談で論議されることになる論点が先取りされており、いわば日韓会談の「前史」としても重要な意味をもつ研究課題といえる。

最後に、本稿が外国人登録の実施過程に着目する理由について記しておきたい。本論中でも述べる通り、外登令は朝鮮人団体との事前協議無しに制定されたため、朝鮮人団体にとってこの公布・施行は青天の霹靂であった。朝鮮人団体は五月二日の公布施行後、極めてタイトなスケジュール

ルの中でこれに対応することを強いられた。ただ、一方で内務省には朝鮮人団体の協力なくして外国人登録を実施できるほどの力は無く、協力を得なければならなかった。このため、四七年五月の外国人登録令施行から八月末までの間、内務省・都道府県と朝鮮人団体の間では、外国人登録の実施をめぐる交渉が行われる。外登令に対する在日朝鮮人諸団体の対応を見るためには、一九四七年五月から八月末までの交渉過程を対象とする必要がある。

以上の問題意識から本稿では、一九四七年五月から九月にかけての外国人登録実施について、特に日本政府と在日朝鮮人諸団体の交渉過程に注目して検討したい。

二、外国人登録令公布直後の内務省と朝鮮人団体の交渉（一九四七年五月―六月）

外登令の制定作業は一九四六年末頃に始まる。内務省調査局第四課長・秦重徳の指示のもと、同課の三宅芳郎を中心に警保局公安課の安岡孝、民事局の担当者の協力を得て外登令が立案される。⁴ 内務省の外登令立案の目的は、「密入国」取締のための朝鮮人の登録にあった。当時、同様の関心から大阪府が四六年一月に「密入国朝鮮人」の摘発と送還のため所轄警察署への登録を義務付ける「大阪府朝鮮人登録条例」を制度を実施していた。だが内務省は朝鮮人のみを対象とする法令では総司令部の承認を得られないと考え、総司令部が発した覚書を根拠に、外国人一般の登録法として立案し、四七年五月二日に勅令第二〇七号として「外国人登録令」を制定・公布することになったのである。⁵

（二）在日本朝鮮人連盟の対応

一九四七年五月二日の外登令公布施行後、内務省と朝連・民団・建青の接触が始まるが、朝鮮人団体と内務省の接触を史料上確認できるものとも早い日付は五月六日である。内務省調査局作成の「中国僑務及び朝鮮人団体との交渉記録」（以下、「交渉記録」）によれば、この日、朝連外務部次長・趙承福が内務省を訪ね、内務省調査局第四課の三宅事務官が応対した。⁶ 趙次長は「外国人登録のことが新聞に出たのでお伺いした」と述べており、ここからも朝連が外登令公布後に同令の存在を知ったことがわかる。趙は「今度の登録は朝鮮人及び台湾人だけでなく、すべての外国人が対象になっており又、市町村が登録機関になっておるので結構であるが、大阪の登録でも趣旨は立派であったが実施方法が拙かったの

で非常に感情的になった」と実施方法について協議を希望する旨を伝えた。

その後、朝連では五月一五、一六日に開催された第十回中央委員会を外登令問題に関する議論が行なわれた。朝連中央総本部（以下、中総）は外登令について「あらゆる外国人に対して（登録を…引用者注）行うならば拒否する理由が無い。七月一日より実施されるので、交渉に充分な期間がある」とし、差当りは交渉して要求を伝えることにすると説明した。⁷だが、これに対し姜希守中央委員は「外国人登録令はわれわれを侮辱している。表面は外国人の保証だが、根本は大阪居証と何ら差がない。外国人登録証といひながら、該当者の諒解も無く一方的に決定したのは矛盾である。われわれも反対の為の反対をしてはならないが、正当な案を当局に提出する必要がある。外国人としての義務を負うのであるから、外国人としての特権を要求するのが正しい」と批判した。⁸また、金正煥中央委員も「『当分の間外国人云々』とあるのを見ても、反動的陰謀であることがわかる。無条件服従は反対である」との意見を表明した。これに対し、中総外務部の申鴻湜は「登録令が保護と取締の両面を兼備しているのは事実である」と答えた。結果、外登令への対応は朝連中総常任委員会に一任された。

中央委員会の議論からは、当事者を無視して法が制定されたことと、第十一条の規定への批判があったことが確認できる。外登令第十一条は「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とし朝鮮人を適用対象に含めたが、このような「みなし規定」が設けられた背景には、日本政府の「外地」に対する主権に関する解釈がある。敗戦後の日本政府は、朝鮮や台湾といった「外地」はポツダム宣言の受諾にも拘らず、対日講和条約の発効までは日本の主権下にあるとの解釈を採り、GHQもこれを容認した。実際、外登令施行規則の第一条は外登令の「本邦中除外する地域」として朝鮮、台湾、関東州などの日本の旧植民地を挙げており、「本邦」に朝鮮等の旧植民地が含まれることが前提となっていた。その論理的帰結として朝鮮人は講和条約発効までは「外国人」ではない、ということになり、事実、内務省は第十一条について「朝鮮人、台湾人の本籍については講和条約において処理せられるべき問題であって、現在はいわゆる日本人であることに疑（い）筆者注）はない」と解説している。⁹このように外登令第十一条は、在日朝鮮人がいまだに「日本人」であるという従来の日本政府の立場を崩さず、かつ登録義務や義務違反者への罰則については「外国人」としてこれを適用することを可能にするものであり、金正煥中央委員の危惧するとおり、日本政府にとって大変都合のいい規定であった。

ただ、朝連中総はこの中央委員会以降も原則として登録に協力する立場を維持し、交渉による外登令運用の改善を追求する。五月三〇日、今度は内務省調査局第四課の秦重徳課長、三宅事務官ら四名が朝連中総に外登令の趣旨説明と協力要請に訪れた。¹⁰中総の申鴻湜外務部長は「外国人

の登録はどここの国でもやることだし、この程度のもは原則として当然だと思う」と登録自体には応じる姿勢を示し、登録実施上の問題として、朝鮮人の「密入国者」について朝連としては庇わないこと、登録に際しては朝連支部と連絡をとって実施することを提案し、第十条の呈示請求権について濫用のおそれがあるため「法文化しないで当方との諒解事項としておかれたい」と要望、これに秦課長は「濫用しないように十分注意する」と回答した。

さらに、申鴻湜外務部長は「米穀通帳その他日本側の公的帳簿に載っていない」「無籍者」のうち、「(1)戦時中内地から徴兵され終戦後一律に朝鮮へ復員帰還せしめられたが家族が内地にいたので渡航して来たもの、(2)戦時中徴用先の鉱山、工場等から仕事が苦しくて逃亡したものの、(3)終戦時偶々(墓参等のため)一時朝鮮に帰っていたもの」については「その旨の証明があれば、この際その居住を正常化してやる必要がある」と提案した。

これに対し秦課長は、「不法入国者」について①一九四七年五月二日以降の無許可入国者(外登令上の「不法入国者」、②一九四六年六月二二日以降の無許可入国者(SCAP覚書による「不法入国者」、③一九四六年三月一六日以降の「計画輸送」による帰還者のうちの無許可入国者)であると説明、これに該当しない「無籍者」は「不法入国者」にはあたらない、とした。

朝連中総は改めて要求条件をまとめ、六月五日以下の六項目を内務省に提示した。¹⁾

- 一、我々朝連が既に作成している戸籍登録簿に従い、自主的に(「二字不明」)実施すること
- 二、人権の蹂躪と不必要な自由拘束の憂慮が内包されている第十条呈示請求権が濫用されないようにすること
- 三、外国人としての正当な一般的処遇を保障すること
- 四、警官は一切介入しないこと
- 五、無籍者取扱にあつては左に該当する者に限って朝連が確認する証明に依り、その登録を正当化すること
 1. 密入国者中、軍人軍属等として南方方面に行き現地より直接朝鮮に送還され、家族家事整理のため密航した者
 2. 戦時中日本内で軍人軍属徴用されたが、脱出した者
- 六、写真添付は成年者からとし、公定価で経済的便利を図ること

以上の交渉過程と「六項目」の要求をみると、朝連中総は原則として登録に応じるが、①朝連作成の戸籍簿による一括登録、②第十条の外国

人登録証明書呈示請求権の濫用防止と警官不介在、③外国人としての正当な処遇、④「無籍者」の取扱、⑤写真添付年齢と費用の問題について交渉を行なおうとしたことがわかる。なお指紋捺捺制度はこの時点では導入されていない。¹²

六月一日、朝連外務部の李錫寅委員が内務省を訪れ、「常務委員会」の決定案を示した。「交渉記録」には決定案の中身への言及はないが、おそらく六月五日の六項目が示されたものと思われる。李委員は大阪の居住証明や協和会手帳と一般の登録を関連して考える者がいるため、「登録事務は連盟に委託してやらせてほしい、こうするのが最も実行容易である」と、重ねて朝連による登録を求めたが、三宅事務官は登録を市区町村で行い朝連側は「世話人」という形で加わるとの案を提案、李委員はこれを持ち帰った。

翌六月二日、朝連中総の姜希守外務部長が内務省を訪れ、最終的に事務所は市区役所・町村役場とし必要に応じて朝鮮人団体は「世話人」として人を出して協力する、という線で決着した。

内務省はこれをうけて、四七年六月一四日に各都道府県知事宛に通牒を發し「外国人団体と密接な連絡」を取って登録業務を遂行するよう指示した。¹³ 一方、朝連中総も六月一六日に各地方本部委員長に対し「日本市区町村当局との相互協力」により「注意事項を充分参しゃくして円満遂行」するよう通達を發した。¹⁴ さらに、中総の白武情報部長は六月一九日、各新聞紙上で外登令問題に関する談話を發表、各県本部は県当局と実施日前に協議すること、災害、移転、引揚その他の理由によって証明書類を持たない者の取扱については慎重にし、当局の担当者と協議しておくこと、登録証に貼り付ける写真についてはフィルムなどの資材の配給を受けること、そして最後に「朝連が登録令に協力するのは外国人としての正当な処置が保障されるとの前提の下になされているということを理解し各自外国人としてのキン持（ママ）を高めるよう努力」することの四点を指示した。¹⁶ こうして登録実施交渉の舞台は各地方本部へ移ることになった。

（二）朝連の戸籍簿作成と「不法入国」問題

「六項目」のうち「朝連作成の戸籍簿」と「不法入国」の問題については若干の説明を要する。一九四七年六月二日付の「外国人登録事務取扱要領」は「令第十一條第一項の『朝鮮人』は朝鮮戸籍令の適用を受けるべきものとする」と定めた。¹⁷ すなわち、外国人登録上の「朝鮮人」かどうかの判断指標には植民地期の朝鮮戸籍が用いられることになった。このため、日本人男性の「家」に「入籍」した朝鮮人女性、婚家の婿養子となった朝鮮人男性、あるいは日本人の「家」に養子に入った朝鮮人は外登令上の「朝鮮人」からは除外された。逆に、朝鮮人男性に「入籍」

した日本人女性は外登令のいう「朝鮮人」とされた。内務省は、仮に夫が朝鮮へ帰り戻ってきていないケースであっても、朝鮮人男性に「入籍」し、内地の戸籍から除籍された日本人女性は外国人登録を要するとの見解を示しており、婚姻の実態とは無関係に適用されたようである。「台湾人」の場合、外登令施行規則第十条は「台湾人で本邦外にあるもの及び本邦に在る台湾人で中華民國駐日代表団から登録証明書の発給を受けた者のうち、令第二条各号に掲げる者以外の者」を外登令第十一条の「台湾人」であるとしており、中華民國駐日代表団の証明が介在しているが、「朝鮮人」の場合、植民地期の戸籍のみが基準となったのである。

ところが、朝鮮では「解放」直後の大規模な人口移動の結果、戸籍令―寄留届の記載と実態が著しく乖離しており、帰還やそれに伴う移動が甚だしかった在日朝鮮人の場合も、同様の状況だったものと思われる。¹⁹⁾

在日朝鮮人団体はこうしたなか自主的に戸籍を作成しようと試みた。朝連では第七回中央委員会（四六年八月二―四日）の席上、兵庫県代表提案の「戸籍簿設置の件」を可決、全国の各本部・支部を通じて四七年二月一日現在の朝鮮人戸籍簿を作成することになった。²⁰⁾ これを受けて朝連下関支部が戸籍簿作成に取り掛かったとの記事があり、また、朝連福岡県本部でも戸籍部を新設し、在日朝鮮人の戸籍事務を取扱い四七年三月一日から「在日同胞の村役場にふさわしく日本側市町村と緊密な連絡のもとに戸籍事務を整備し国交再開に応ずる万全の措置をとることになった」という。²³⁾ 同本部は「結婚、出生、し〔ママ〕亡届など戸籍上の諸届類は連盟側の証明な死〔ママ〕では日本側としても絶対に受け付けない立前となっており帰国に際しても連盟戸籍簿に登録されない在住者はその帰国も不可能視される現状」であるため、至急申告するよう呼びかけている。²⁴⁾ また、復員局福岡地方世話部鮮台課に到着した朝鮮人特別志願兵の遺骨九百柱について、遺家族の現住所の判明しない者が多く、同課に保管されたまま宙に迷っているため、朝連県本部が「復員世話部を設置して世話部提供の戦時名簿により復員、未復員、戦傷、戦没に分類し現在五千名分の整理を終っている」との記事がある。²⁵⁾

なお、建青も四七年五月には戸籍簿作成に乗り出して、建青中総社会部はその理由について「終戦後在日同胞は出生届・死亡届・婚姻届など戸籍上の諸手続を要する場合にも届先がない」ためと説明した。²⁶⁾ 本籍地に身分関係の変動を届出するための公的な通路が遮断されていたこと、そして朝連や建青がその事務を担おうとしたことがわかる。朝連はこうして作成した戸籍簿を外国人登録に利用するよう求めたのである。

次に「不法入国」の問題である。そもそも外登令第三条は「外国人は、当分の間、本邦（内務大臣の指定する地域を除く。以下これに同じ。）に入ることができない」として原則として外国人の日本入国を禁止し、違反者には地方長官が退去を命令することを定めた。内務省は外国人登録

令の目的として、①外国人の「合法的入国」の確認と「不法入国者」の選別、②外国人の権利保護と「不法行為」防遏を挙げており、外登令の公式の目的であった。²⁷⁾だが、「解放」を迎え朝鮮への帰還した在日朝鮮人のなかには、様々な事情により日本へと再渡航する者たちが一九四六年以降増え始める。

朝連中総はこうした人々のうち「軍人軍属等として南方方面に行き現地より直接朝鮮に送還され、家族家事整理のため密航した者」と「戦時中日本内で軍人軍属徴用されたが、脱出した者」に限り、その在留を合法化することを求めたのである。内務省は「不正入国者」のあぶりだしを外登令の第一の目的に据えたが、朝連はその判断を朝連側に任せるよう要求したともいえる。後の朝連近畿地方協議会でも「無籍者の実態を充分に調査して可否を決することであり、無責任な証明は徹底して排除せねばならない」ことが確認されている。²⁸⁾第二項、第四項で登録への警察権力の介入の禁止を求めたのは、こうした朝連による自主的な登録と申請の承認を裏側から担保するためであったといえるだろう。この時点での朝連中総の要求には条文の訂正要求は含まれておらず、²⁹⁾外登令の枠内での条件闘争を展開したといえよう。

(三) 在日本朝鮮居留民団・朝鮮建国促進青年同盟の対応

次に民団・建青の対応を見よう。「交渉記録」により確認できる建青と内務省の最初の接触は四七年五月三〇日である。内務省調査局より秦第四課長以下三名が建青中総を訪ね、建青側は洪賢基委員長らが応対した。建青側は、在日朝鮮人のなかには外国人登録を「協和会手帳」と同様のものと考えている者もいるため「誤解を起ささないように十分趣旨を喧伝してほしい」と述べ、原則として登録に協力する旨伝えたが、他方で建青外務部康委員は外登令第十二条の刑罰と第十三条の退去強制は二重に罰するのかと問い、三宅事務官は二重に課すことがありうると答えている。

翌五月三一日、秦課長らは民団中総を訪ね協力を求めた。民団中総の金進重渉外部長は協力に応じたが、生野支部長から「従来居るものは一応認めて貰えぬか。それを認めてくれないと協力できない。例えば一家引揚げる積りで先家族を朝鮮に帰したが船便が絶えたためこちらからも帰れず向うからも戻れないうちに先に行った家族は持って行った金を使い果たして生活できなくなったため内地へ密航して来たような場合はどうか」との問い合わせがあった。

ここからは民団・建青も共に登録への協力意志を示していることがわかる。それどころか、六月六日の内務省木村囑託の民団中総訪問の際、

朴烈団長は登録問題について以下の通り述べたとある。

1、登録は当方で実施し、日本側に提出諒解を求めるべき性質のものであるのに却って日本側において実施し協力を求められたのは恐縮に堪えない。我々は全面的に協力する。

2、自分個人としては、日本の再建に協力し得る者又は産業方面において（労働者として）日本側に尽力できる者以外は朝鮮に帰りたいと思っている。

2（ママ）、日本と朝鮮は従来の感情をふりすてて相提携しなければ亡びる。日本は敗れたが、兄であるから我々は弟分として朝鮮を立派に建国して日本の再建に尽力したい。

内務省側の記録であるため、慎重に解釈しなければならないが、事実とするならば日本を「兄」と呼び、「日本の再建に協力し得る者」以外は「朝鮮に帰りたい」とする朴烈団長の意見は、植民地期の支配—被支配の関係性を意識の上でも払拭していない発言といえる。

また、同日金進重渉外部長が内務省を訪ね、登録申請の際の「正当居住者の証拠」として民団章を公認するよう求めた。

以上が「交渉記録」による経過である。民団・建青中総のいずれも積極的に登録する意志表示をしているように見えるが、民団側史料では若干異なる事実が記されている。『民団新聞』によれば、民団は六月二日の第二回中央議事会において全議員一致で外登令反対を可決し、六月九日の第三回中央委員会では「外国人登録自体が如何なる性質か不明瞭なることと、日本勅令に依るものなる故意見沸騰し、態度決定困難」となり、中総渉外部の金進重をはじめ、朴魯禎、金鍾在、金熙明の四名を交渉委員に選出して民団外国人登録問題委員会を構成、当局と交渉することに決定した³¹。そして民団外国人登録問題委員会は六月一六日、外登令に関する逐条的批判を発表、以下の五項目を要求した³²。

- 一、国際觀念に基いた正しき外国人登録令を要求する。
- 二、朝鮮人の登録は、朝鮮人団体に一任し、連合国最高司令部に直接報告制と為すことを要求す。
- 三、日本政府は朝鮮人に対し、外国人として総ての待遇を為すことを要求す。
- 四、日本政府は朝鮮人の生命財産を保障し、以て人權を尊重することを要求す。
- 五、世界平和樹立の爲、朝鮮人に対する正しき認識を日本国民に徹底的に周知させることを要求する。

これが事実ならば朝連とは対照的に民団は外登令そのものに反対姿勢を示したことになる。なお、同内容のマッカーサー宛書簡で「AG53

による国際観念に立脚した正当な外国人登録令を要求する」と記しており、民団のいう「正しき外国人登録令」とは四六年四月二日付SCAP IN-1852「日本における非日本人の入国及び登録に関する総司令部覚書」によるものであることがわかる。³³⁾ ただ、SCAP IN-1852は日本に入国した「非日本人」の内務省への登録と、内務省のそれに対する「身分証明書その他日本国内居住を合法化するに必要な書類」の交付を命じたものである。民団は第二項で総司令部への「直接報告制」を求めているから、この覚書を参照したのは罰則が無く、「居住を合法化」するという点に着目したためと思われる。日本政府に対する要求である第三項では朝鮮人を「非日本人」「第三国人」と呼称し、「外国人待遇」から除外したことを批判、第四項では日本官憲が「しばしば朝鮮人打殺、飢殺等の事件発生に対し日本政府は責任を取らず、例えば一部に殺人犯人が日本人であった場合に於て警察当局は証拠不十分とか搜索不能とかで日本人の犯人を逃げさせた行為等は、専ら朝鮮人の生命を保障せざるもの」と補足している。六月中旬現在の民団外国人登録問題委員会の主張の核心は、日本の勅令たる外登令の拒否と、朝鮮人団体による占領当局への直接登録、そしてそれに基いた日本政府の朝鮮人に対する「外国人待遇」であったといえよう。この点、外登令に賛成しつつも、条件闘争を展開した朝連とは異なっていた。

建青も少なくとも中央レベルでは民団と行動を共にしており、朝連尼崎支部、建青尼崎支部、兵庫県調査課長により六月二七日に尼崎で持たれた外国人登録問題に関する懇談会でも、原則賛成の立場で条件闘争をする朝連に対し、建青側は「今般の日本政府政令に不賛成」とし、「朝鮮人の登録は朝鮮人に一任し、連合軍最高司令部に直接報告する」ことを求め、中総の対総司令部交渉に決着が着くまでは態度を保留するという見解を示している。³⁴⁾

こうした民団の態度の変化について、内務省の秦第四課長は「神奈川県団長をしている国際新聞の朴魯禎氏の政治的野心から出た反対にリードされ、且反対派たる朝連が協力的態度に出たのでこれに反対する必要上登録反対の挙動に出たものと思われる」と推測している。³⁵⁾

(四) 内務省調査局「外国人登録事務取扱要領」

朝連中総と内務省はこうしてひとまず登録実施にあたっての「合意」に達した。しかし、内務省は朝連中総の要求を実際にはどの程度受け容れていたのだろうか。朝連中総によれば、「六項目」に対し内務省は「一項は公式的に指令することはできないが、双方の下部より技術的に行えるよう指示し、規則どおり干渉しない」とし、「二項は注意するという言明で、正式の解決はな」く、三項は解決、「四、五項は貫徹され、六項の

写真添付の年齢は十四歳未満は添付しないことで解決した」という。³⁶⁾ すなわち、朝連の戸籍簿による自主・一括申請については指令はしないが「技術的」に行うよう指示し、第十条問題は未解決、警官不介在と無籍者取扱については朝連の要求が承認され、写真は十四歳以上のみ添付となった、と朝連中総側は理解し、「合意」に至ったのである（ただし、「交渉記録」によれば、内務省官吏の朝連訪問は六月六日であり、第一項の朝連作成の戸籍簿を市町村に移牒することで登録とするとの朝連案について、内務省の木村嘱託が「勿論できない」と答えたとある。³⁷⁾

しかし、当時の内務省の文書をみると、朝連の評価は楽観的に過ぎたと言わざるを得ない。四七年六月二日付で内務省調査局が各都道府県に送付した「外国人登録事務取扱要領」（以下、「要領」）を見てみよう。³⁸⁾

まず第一項の自主・一括申請について、「要領」は「申請義務者自ら写真二葉携行の上、市（区）町村事務所に出頭することを原則とすること。これは特に幽霊人口の登録を防止するためである。従ってこの懸念のないときはつとめて相手方の便宜に取計うのがよい」としている。実は六月一日付の内務省調査局通達でも、「登録は、原則として申請義務者が写真持参の上、市（区）町村役場で個人によってなされなければならぬ」とされていた。原則個人申請としつつも、「この懸念のないときはつとめて相手方の便宜に取計う」という部分が、内務省が朝連中総に説明した「技術的に行えるよう指示」した部分にあたるといえる。

だが、朝連中総が「解決」したと記した第三項について特に記述は無く、「貫徹」されたとみた第四、五項についても内務省が登録申請の際の参考書類として認めたのは「旅行券、国籍証明書、米穀通帳」だけであった。また「なるべく事前の戸口調査等を周密にし実体的真実を捕捉することが望ましいことはいうまでもないが、実際問題として窓口では申請書の形式的点検、旅行券、国籍証明書、米穀通帳その他参考書類との照合、写真と本人との対照（これが重要である）等により形式的な真実性を具備すれば満足するの外はない」としており、逆にいえば可能ならば警察による戸口調査を実施せよとの指示とも読める。つまり、第四項が「貫徹」されたと言いがたいのである。³⁹⁾

「要領」は「外国人団体、特に朝鮮人団体においては、いろいろの要求をしていくことと思われるが、登録の真正ということさえ確保できればその他の点についてはできるだけ先方の要求をいれる等便宜を取計らい登録の円満実施できるように著意すること」と指示しており、ある程度の「便宜」を計ることは認めているが、原則としては当局側で「登録の真正」を確保し、朝連による証明を承認しない立場にあったと見るべきだろう。また第六項の写真については「十四歳未満の者については当分の間これを猶予すること」が指示されており、朝連中総のいう「成年者」は後述するように一九歳以上と推定されるため、相当なズレがある。

つまり、朝連中総は大枠では内務省が自らの要求を受け容れたと見たが、実際に内務省が各都道府県に指示した事務取扱要領にはほとんど朝連中総の要求は容れられておらず、しかも中総が強く禁じた戸口調査実施も示唆していた。このため、地方における外登令交渉は強い抵抗に直面することになる。

三、交渉から闘争へ（一九四七年七月）

（一）各地方での交渉

外登令の交渉は各地方本部と都道府県（市町村）に委ねられることになった。ただ、中央レベルの「合意」以前に地方での交渉が無かったわけではない。五月末頃、朝連山口県本部は下関警察署、市役所当局と交渉したが、ここでは「非密航者」のうち、都会地転入抑制により下関市に転入できず、米穀通帳やその他の食糧配給通帳を得られない者らに対する通帳交付を求めた。⁽¹⁰⁾当時、食糧事情悪化に伴う「都会地転入抑制緊急措置令」（勅令第一二二六号、四六年三月九日）により東京、神奈川、京都、大阪、兵庫などの大都市への「転入」は原則として禁止されており、他の地域からこれらの都市に移った者は食糧配給通帳を取得できない状況にあったため、これらの朝鮮人「無籍者」たちは証明書類を所持していない事実のみをもって「不法入国者」と疑われる危険にさらされた。⁽¹¹⁾下関も「転入抑制」の対象に含まれており、朝連山口県本部はこうした事態を踏まえて通帳交付を求めたものといえる。

また、神奈川では六月三日に朝連、民青、建青、民団各団体代表と県調査課が懇談会を開催、⁽¹²⁾六月九日にも四団体で「外国人登録問題に関する各団体懇談会」を開催し、外国人登録令対策委員会を構成することに決定、⁽¹³⁾以下の四項目を県当局に提示した。⁽¹⁴⁾

- 一、同令がポツダム宣言の忠実なる実践を目的とし昨年四月公布のG・H・Q・A・G第五三号指令に拠るものにして即時外国人としての正当なる権利を付与するならばわれらは同令実施に協力せんとするものである。
- 二、同令施行の場合は連記の有力なる各朝鮮人団体において在留朝鮮人名簿を作成し管掌事務所に提出これを基準とすること
- 三、現在々留している全朝鮮人を本籍者と認めること。
- 四、同令及施行規則中適宜、文句と内容につき適宜添削をすることを得ること、特に官憲の権利乱用と彼我の摩擦をさけるため登録証提示

に関する部分を慎重に考慮すること。

この四項目の要求は、全朝鮮人を本籍者と認めることを求めた点で朝連中総提示の六項目より包括的に朝鮮人の在留権を確保しようとしており、また、神奈川の場合、朝連・民青のみならず、民団・建青も加わり共同で対策委員会を構成している点が特色といえる。

次に朝連・内務省の「合意」後の交渉をみよう。新聞史料から、地方レベルで「合意」に至ったことが確認できるのは、三重、鳥取、岐阜、長野の四県に留まる〔表二〕参照。四県の「合意」事項をみると、第一に全県に共通しているのは朝連が一括申請をすることで合意に達していることである。これは朝連中総要求条件の第一項にあたる。特に三重ではその具体的方法として、世帯主が一括して申請することで合意に達した。合意に達したかどうかは明らかではないが、愛知県本部では六月三〇日の会議で「戸籍簿はいかなる困難があっても七月中には完成するよう努力すること」と、写真については十四歳以上とし、写真材料について日本政府から業者者に配給が出るまでは写真無しの登録をすること、朝鮮人の写真機保持者に日本政府が公正価格で資材を配給することなどを決定しており、これらを総合すると朝連が戸籍簿を作成し、それに則って朝連地方本部、あるいは世帯主が世帯構成員の登録を一括申請する、という形式が認められたケースがあつたようだ。⁴⁵⁾

第二に、三重、鳥取、岐阜の三県では、写真資材について日本政府が公定価格で業者あるいは朝鮮人の写真機保持者に配給することで合意に達しており、岐阜では各支部を巡回し、写真資材の配給が遅れた場合は仮証明書を発行することでまとまった。これについては前述「要領」で内務省調査局は「資材の関係で写真が遅れたときは、これを提出するまでその交付を見合せ別に左記様式の仮証明書を交付すること」と指示しており、県当局が内務省の既定の方針に従ったものと考えられる。

第三に、写真添付不要の年令について鳥取では一四歳以下で合意を見ているが、これも内務省「要領」に沿ったものである。ただ、三重では県側は十六才以下を主張したのに対し、朝連側では十八歳以下を要求し、これについては再協議となっている。ここから、中総要求第六項の「成年者」は十九歳以上であつたことが推測できる。

第四に「無籍者」について、鳥取では「かりに密航者であっても五月二日現在者等該当者として取扱うこと」で合意を見たのだが、これが具体的に何を意味するのは若干の検討が必要であろう。なぜなら、内務省「要領」は「従来の進駐軍の覚書（中略）の条項による不法入国者はもちろんのこと、令第三条の規定に違反して本邦に入った者といえども登録申請の義務があるから、登録を拒んではならないこと」と定めており、「密航者」を外国人登録の「該当者」として扱うことは、内務省の既定方針であつた。⁴⁶⁾しかし「要領」は「但し不法入国の疑いがある場合

表一：外国人登録令交渉の合意内容

三重 (6/27)	鳥取 (6/28)	岐阜 (7/3)	長野 (7/末)
一、身分証明書作成材料及写真は公正価格で行うが、県では材料及写真商に厳正に指示し、公正以外の価格を領収しないよう写真商その他を監督すること	一、鳥取市、米子市、倉?、境港の同胞集衆地を朝連が全的に取扱うこと	一、朝連が一括申請すること	一、朝連による一括申請すること
二、写真機を所持している朝鮮人に対しては証明書作製のための写真材料を正式に配給すること	二、無籍者についてはかりに密航者であっても五月二日現在者等該当者として取扱うこと	二、写真問題について公定価格で、資材についても写真組合長らと協議し、各支部巡回すること	
三、十六歳以上とした届出年齢を朝連側では十八歳以上と要求したが、この点については双方が再び協議し、後日決定すること	三、県庁提案の十四歳以下を鳥取本部では中総指令どおりにすること		
四、個人が提出することになっているが、同居人等において発行がその他複雑な問題がある関係上、世帯主が全部責任をもって提出することになったため、提出は世帯主に委任するといふ朝連の要求に従い、世帯主が一括的に提出すること	四、写真は県当局より写真業者に交渉し、公正価格で行うこと 五、登録証を契機に一切朝鮮名へと直すこと 六、第三人呼称を以後は外国人として待遇呼称すること	三、資材問題で証明書発行が困難な場合、日本当局で直接活動、不可能な場合は仮証明を発行すること 四、当分の間、についての日本側より説明すること	

注：() 内は懇談会の開催日

典拠：『朝鮮新報』1947年7月2日付、7月4日付、7月6日付、8月3日付

に警察に連絡することは結構である」と続けている。これらの人々の在留をいかに扱うのかが焦点なのだが、史料からはこれ以上はわからない。

他には、「三国人」を「外国人」に直し、以後朝鮮名を使うこと、との事項も見られる。

総じて、これらの県では一括申請、写真資材、写真添付不要年令について合意を見たのであるが、中総要求の第二項、第三項、第四項はここには含まれておらず、一括申請を除けば内務省側の既定方針に沿った内容といえる。一括申請にしても、四六年末頃の「居住証明」を見ても世帯主が世帯構成員の分まで申請することは、都道府県側としても望ましいことであった。朝連地方本部が大はばに譲歩した結果としての「合意」といえる。

だが、合意に達した地方は僅かに過ぎなかった。東京では合意に至らず、七月一日、朝連東京都本部登録令対策委員会が「一、片山内閣は登録令問題を再検討すること、二、登録令の目的を明確にすると同時に実施後の運用にあつては日本官憲の呈示権の濫用、又は此を犯罪捜査の便利道具として利用し、人権を蹂躪する弊害が絶対に無いようにすることを日本政府が対外的に公式声明すると同時に、末端官庁まで指示を徹底すること、三、朝鮮人に対し正当な外国人の待遇をす

ること」を要求した。⁴⁷ また七月三日に福島県では福島県社会課と朝連役員で外登録問題について協議が持たれ、朝連側は外国人待遇問題が解決されるまで態度を保留すると応えている。⁴⁸

(二) 交渉から闘争へ——朝連中総の転換

各地方での交渉が朝連・内務省の「合意」のラインでは進まなかったため、朝連中総は七月五日、全国地方協議会責任者会議にて外登録問題について報告すると同時に指令を発し、一〇日には朝連中総代表が外交局バーガー、民政局法律課長オプラー、同法律課主任ノボトニー、朝鮮部長テルデインを訪問して意見書を提出、⁴⁹ さらに七月一六日には外登録令の改正を求める書簡をGHQに送付した。⁵⁰ また、七月一〇日付『解放新聞』社説は、朝連が求める以下の七項目を提示した。⁵¹

- 一、外国人としての一般的処遇保障を成文化すること
- 二、申請実施過程にあつては勿論、その後においても一切警官の介入を禁じること。即、直接登録令に対する行使ではなくても、「二字不明」した戸口調査等登録令に関連した行為をしないこと
- 三、無用な摩擦を避けるため第十条提示要求権の成文を削除すること
- 四、一方的に制定された罰則は不当である
- 五、写真を撤廃すること
- 六、犯罪捜査の道具にしないこと（動静記入欄はこれである）
- 七、密入国者中軍人軍属等で外国から直接朝鮮に復員した者であった家族及び事業整理のため入国した者、無配給（「一字不明」者中軍人軍属徴用工としてその戦地より「二字不明」した者及び類似した事情下にいる者の居住を合法正常化し、以後一切直接間接の追求をしないこと

これら七項目は、六月五日に中総が内務省に提示した六項目よりも一歩踏み込んだ内容といえる。第二項、第七項は従来の通りであるが、第二項では具体的に戸口調査をしないことを記載している。前述の通り、内務省「要領」ではできるならば戸口調査をするよう指示しており、実際、六月三〇日には東京・世田谷で警察官が朝鮮人を配偶者とする日本人女性に対し、いつ結婚・入籍したのかを審問し、問題となった。⁵²

第一項、第三項、第四項、第五項はいずれも外登令及び施行規則の条文の改訂を求めるものである。従来は「外国人としての正当な一般的処遇を保障すること」であったのが「成文化」となり、証明書提示権限についても削除を要求、写真も公定価格による資材配給から「撤廃」へと変化している。明らかに七月に入ってから朝連中総の立場は、当初の樂觀論に基いた交渉路線から、外登令条文改正を求める闘争路線へと変化したといえる。

朝連各地方本部も外登令への批判を強めた。例えば朝連京都府本部の場合、六月末の時点では第一条の「諸般の取扱の適正」の意味や、第七条の「当分の間」が具体的にいつまでなのか、また登録実施後の食糧配給等、「物質的面における取扱」について問い合わせるに留まった。⁵³しかし、七月一〇日の三宅事務官参席のもと持たれた懇談会では、朝連、民青、建青等は外登令の条文訂正を要求、さらに朝連京都府本部は外登令を片山内閣で再検討すること、朝鮮人の国籍変更が講和条約後なのであれば、外登令第十一条は矛盾であること等を問い、以下の六項目を要求した。⁵⁴

- 一、罰則施行以外には登録後と云えども警察官の介入をしないこと（登録に関連する戸口調査の行為もしないこと）
 - 二、無用摩擦を避ける為の第十条提示要求権の成文を削除すること
 - 三、一方的に制定した罰則を緩和すること
 - 四、写真を撤廃すること
 - 五、密入国者中軍人軍属等の「不明」朝鮮に復員し更に家庭及び事業整理の為入国した者、無配給者中軍人軍属徴用に言って職場を脱出した者、それに類似したもの（の）居住を合理化すること（但し朝連は厳密な調査に依り証明書を発行する。其の証明書を承認すること。）
 - 六、相互間誠意を以て意見の一致に努力すること、相互理解の元に実施すること。
- 一読してわかるように、六月の要求から一歩進んで、『解放新聞』所載の七項目と同様に外登令の再検討、第十条の削除、罰則緩和、写真の撤廃を要求したことがわかる。地方における交渉開始後、各地での警察による戸口調査や、当局側の強硬な姿勢を目の当たりにした朝連中総は外登令の深刻さを痛感して改正論に転換、各地方本部もこの方針に従って当局との交渉を展開したといえよう。

（三）民団・建青と内務省の合意失敗と申請期限伸張

朝連中総の外登令への批判的立場の明確化により、民団・建青との共闘の可能性は高まったように見えるが、少なくとも中央レベルでは両者

が共同行動に出ることは無かった。前述の京都のケースでも決議に賛同した団体には民団と建青等、非朝連系団体は含まれていない。むしろ、申請開始の七月五日以降、朝連が外登令改正論へ転じたのとは対照的に、民団・建青は外登令協力への新たな動きを示すことになる。

建青外務部長は七月九日内務省を訪れ、ノボトニーが「1、朝鮮人は外国人として認められるべきである。2、朝鮮人は外国人として取扱われるべきである。3、人権侵害は完全に禁じられるべきある」の三点を承認したと伝えた。そして、内務省に対し外登令に全面的に協力したいこと、民団は必要ならば写真の費用を全額支出することを伝え、登録期限を八月末まで伸張して欲しいと要求した。内務省はこれを喜び、民団の事務所を訪問して「我々は、もし貴方が無条件に我々に協力するならば、期限を八月末とし、期間を伸張するであろう」と伝えた。これを受けて建青外務部は七月九日に声明を発表、七月二四日付『朝鮮国際新聞』に掲載したという。⁵⁶⁾

この建青外務部の声明は未見であるが、『民団新聞』に掲載された七月一五日の日付が入った民団外国人登録問題委員会の声明書が、これとほぼ同内容と思われる。⁵⁷⁾ここで民団は占領当局との交渉の結果、前述の三点を承認、日本政府もこれを了解したため、「この問題は一応われわれの要請通り全面的解決を見るに至った」と述べた。⁵⁸⁾そして、八月三一日まで期限が伸張されることと「登録実施と同時に日本当局より必要書類の提出ありたる際は各本支部では居住証明書を発行するよう指令した」ことを付け加えた。

だが、内務省調査局は「朝鮮人も一般外国人として認む」との報道に驚愕しノボトニーを訪ねた。ノボトニーはあくまで外登令に限定したものに過ぎず一般的に外国人として承認したわけではないと説明した。⁵⁹⁾これをうけて『朝鮮国際新聞』等の記事差し止めが行われ、声明書が掲載された『民団新聞』のゲラも、総司令部が前述の三項目を認めたとする箇所を囲いこみの上×印が付されている。

内務省はこうした民団・建青の振舞いについて「ノボトニー大佐との面談の結果、登録の必要性を理解し、大衆を納得させることによってこの状況を打開し、それによって有利な立場を確保しようとしている」と見ており、また「彼等の目的をノボトニー大佐と面談することによって達成したと高らかに宣言したことによって、無知な朝鮮人大衆を騙して登録させよう」と意図していた。そしてこのようにして登録の妨害の責任を回避しようとした。同時に約束を無視した責任を、登録後、日本当局になすりつけようという意図⁶⁰⁾があったと内務省は推測している。

この推測がどの程度妥当かは措くとして、内務省としては朝連が強硬な反対姿勢に転じた後、民団・建青を自らのパートナーとして取り込もうとしたが失敗に終り、一方、率先して登録に応じるにより朝連を出し抜いて在日朝鮮人の代表団体としての権威を高めようとした民団・建青の意図も果たされなかったことは確かである。建青は七月二三日には再びマッカーサーへ請願を送り、第二条と第十一条が矛盾すること、

施行規則の「本邦」に朝鮮・台湾が入っていることや刑罰が苛酷であること、警察の戸口調査等を批判し、外国人たる地位の確認、第十一条の削除、罰金の緩和、警察不干渉等を求めた。⁽⁶⁰⁾ 朝連側も先の方針通り内務省、占領当局と条文訂正のラインで交渉を続けており、こちらも交渉妥結のメドは立っていないかったため、七月末という期限を守ることが不可能となり、ノボトニーの合意も得て内務省は七月二十八日には申請期間を八月末日に延長することを各都道府県知事に指示した。⁽⁶¹⁾

四、外国人登録実施（一九四七年八月）

（一）朝連の外登令批判と内務省、民団・建青の「声明書」

【表二】は七月末日段階での登録状況をまとめたものだが、全体で登録率は一一％に過ぎない。その原因は、貼付用の写真資料の確保の困難等⁽⁶²⁾の他、内務省調査局作成の外登令の解説において、外登令制定後も講和条約までは朝鮮人は「日本人」であるとの見解を示していたことが発覚したためであった。これに抗議して、朝連中総外務部の姜希守は八月一四日に再びノボトニーと会見、朝連の意見書を提示した。⁽⁶³⁾

意見書では、内務省発行の外登令解説は朝鮮人の解放人民としての国籍を侵害していること、地方では警察による戸口調査が行われ住民に不安と脅威を与えていること、また外登令の基準は「一部の不法な朝鮮人」と「一般の善良な朝鮮人」をいっしょくたにしていることを批判し、現行の登録令は朝鮮人にとって欠陥が多く矛盾しており、円滑な遂行が困難であることを指摘した。⁽⁶⁴⁾ そして八月一五日付で姜希守外務部長は現在のままでは外登令への協力が困難である旨、談話を発表した。⁽⁶⁵⁾

また、意見書の最後で「一部の朝鮮人や他の不良輩 (other evils) の不法入国は、この勅令とは分けて扱われなければならない」と要求した。内務省が戸口調査を行ったのは、全朝鮮人を潜在的な「不法入国」容疑者とみなしたからであるが、朝連中総としてはこれに対し、外登令から出入国管理の機能を分離し、これを純粋な外国人たる地位の承認のためのものとすることを要求したといえる。

一方、内務省との「合意」失敗後、民団の朴烈団長は八月五日、西尾末広官房長官と会見し、警察官の不干渉、密航者に「特別取扱をなして今般の登録をなさしめること」、帰国手続の簡素化、朝鮮人諸団体の運動への協力を要請した。⁽⁶⁶⁾ また、八月六日に民団・建青の代表は内務省調査局第四課と司法省を訪問し、「八月四日の指示ができるだけ早く実行されるべきである旨、述べた」という。⁽⁶⁷⁾ ここでいう「八月四日の指示」が何

表二：外国人登録状況（1947年7月末日現在）

都道府県	朝鮮人	台湾人	中国人	その他	小計	登録率
北海道	1333			88	1421	21%
青森	196	4	20	10	230	16%
岩手	102			3	105	4%
宮城	148			6	154	3%
秋田	99	8	14	14	133	8%
山形	125	73	35	5	238	12%
福島	151	11	49	362	573	10%
茨城	264	4	22	46	336	6%
栃木	236	33	68	4	341	14%
群馬	200			44	244	7%
山梨	771	1	14	10	796	21%
埼玉	1126	27	84	21	1258	34%
千葉	394	3	18	16	431	5%
東京	726	316	477	1069	2588	8%
神奈川	454	29	106	927	1516	6%
新潟	317	4	19	2	342	11%
富山	390		8	1	399	10%
石川	332	1		1	334	8%
福井	263	7			270	4%
長野	1333	12	54	311	1710	27%
岐阜	2233	12	8	17	2270	18%
静岡	426	19	43	19	507	6%
愛知	1148	16	15	71	1250	3%
三重	350	2	1	6	359	4%
滋賀	1433	2	50	40	1525	12%
京都	484	86	27	64	661	2%
大阪	2539	115	17	22	2693	3%
兵庫	377	75	34	1206	1696	2%
奈良	135			3	138	2%
和歌山	1458	9	23	111	1601	16%
鳥取	43	2	7		52	2%
島根	845	1	11	2	859	13%
岡山	282	17	23	23	345	2%
広島	11677	73	51	222	12022	70%
山口	6699	14	53	60	6826	24%
徳島	284	10	5		299	40%
香川	124	3	1	1	129	7%
愛媛	1231			12	1243	30%
高知	374	3	11	6	394	23%
福岡	807			112	919	3%
佐賀	950	3	16	8	977	33%
長崎	1622			140	1762	19%
熊本	979	26	76	57	1138	21%
大分	4309	2	64	20	4395	60%
宮崎	2021	3	16	1	2041	79%
鹿児島	937	27	215	13	1192	71%
合計	52726	1055	1755	5176	60712	
登録率	10%	9%	13%	84%	11%	

典拠：LS, Box no.1503, Folder no.4, "Number of aliens who registered on the end of July 1947."

を指すのかは不明であるが、少なくとも外登令への協力を伝えていないことだけは明らかだ。

だが、その後の一八日午後四時、建青の朴根世らはバンカー幕僚長を訪問し、マッカーサーへの感謝状を提出した。この感謝状は民団・建青の外国人登録問題委員会同盟名義のもので、「同令の修正とその円満なる実施に満足すべき結論を得るに至り」「本委員会はわれらを支持する六十余万同胞と共に同令完全迅速なる実施に協力し得るに至った事を無上の喜びとする次第であります」として外登令の実施に協力することを明らかにしている。⁶⁸六日から一八日の間に何があったのかは判然としないが、「感謝状」には「七月二五日付」の外登令修正に関する請願に対し「閣下の尊貴なる考慮を辱うするの光栄に浴し」たとある。ここでいう二五日付請願は前述の二三日付の建青の請願と思われるが、これに対する何らかの返答がマッカーサーよりあったのだろうか。

二〇日には民団代表は内務省を訪問し、一四歳未満は写真が必要ないこと、朝鮮人と結婚した日本人女性も登録が必要なこと、期日に完了し

得ない地方では適宜延長すること等のほか、「居住登録証のないために登録出来ない者は民団建青の本部分会より正当なる証明書を添えて登録をなすこと」で合意、八月二〇日付の『国際日日新聞』は、同日付の内務省調査局、建青、民団の三者による「声明書」を掲載した。⁽⁶⁹⁾この「声明書」では外登令について「マ司令部と意見の一致を見るに至り正しき外国人登録令を実施することになりました」とし、「在日朝鮮人各位は、地元の建青、民団の本支部分会と連絡して、一人も漏れなく市町村に登録を申請するよう」要望した。

民団・建青はなぜここに至って外登令協力へと転換したのだろうか。前述の内務省調査局の分析の通り、朝連に先んじて「合意」を表明することにより有利な立場を確保したいという意図もあっただろう。だが、おそらく最も大きい理由は、外登令の施行に関する占領当局の強い意思を知らされたことにあると思われる。八月六日に千葉県で開かれた朝鮮人・中国人団体との懇談会でも、軍政チームのジョンソン大佐は外登令の条項の改訂はありえないことを強調している。⁽⁷⁰⁾内務省も占領当局からの働きかけの有効性に気づき、八月一七日には登録の実施にあたって現地軍政部の強力な理解と協力を求めるよう、各都道府県に指示している。⁽⁷¹⁾地方における広範な条件闘争と交渉を続けていた朝連とは異なり、占領軍頼みの面が強かった民団・建青としては、もはやなすすべが無かったのではあるまいか。

また、九月三日付で民団・建青は外登令条文が訂正されることが決定され、今後議会に上程後改正されるとの声明書を発表した⁽⁷²⁾が、上のジョンソン大佐の言明にもあるように、占領当局側に外登令の条文を改訂する意思は無く、内務省側も同様であった。占領当局が条文改訂の口約束をするとは考えられず、なぜ民団・建青がこうした声明書を発表したのか、そもそも条文改訂の「決定」自体が存在したのかには疑問が残る。

(二) 朝連・内務省の覚書

民団・建青の抜け駆け的な外登令受諾に、朝連は猛烈に反発した。朝連中総代表は一八日に再度内務省調査局長・警保局長と会見を持ったが、その理由は朝鮮人の国籍についての内務省の解釈が全く変わっていないからである。⁽⁷³⁾しかも、一九日付でシーボルトは尹權朝連議長の手書への返信を送り、日本国憲法第三章で基本的人権が規定されたので人権侵害の心配はないこと、罰則は苛酷ではないこと、法文上登録に警察は介在しないこと、そして登録証の提示要求も人権侵害に当たらないことを述べて外登令改定の必要性を認めず、朝連の意見を全面的に否定した。⁽⁷⁴⁾民団・建青が「感謝状」と「声明書」を発表したのはこうした最中であつたため、朝連は強く反発した。朝連は二三、二五、二六日の三度にわたつて立て続けに民団・建青の「裏切り」を批判する声明を発表した。⁽⁷⁵⁾

しかし東京の軍政部は二一日、朝連に対して登録に尽力するよう意志を伝え、二二日には総司令部は各種新聞に八月末日までに外国人登録を終えよとの談話を発表した。⁽⁷⁸⁾ 内務省も軍政部の力を借りて朝連に圧力をかけ、期限についても警察と協力して守らせるよう指示する。八月二二日、内務省調査局は朝連京都府本部の前述の要求に対し、外登令再検討の必要を認めない、一般的な外国人待遇と外登令でのそれは別である、法文の修正は不可能である、と全面拒否の回答を送っている。⁽⁷⁹⁾ また二五日には各都道府県主管部長に対し、「民団建青との連名による共同声明の発表以来朝連の立場は「不明」し困難化した様でありバスに乗遅れ「不明」りんとして焦り気味の感さえある」として「各地方庁においても「不明」地軍政部の強力な協力を求め外国人団体の協力を確実に」するよう指示、また期限についても延長の措置を取らないよう「警察部との連絡によってこれ等の取扱を適切にして貰いたい」と依頼した。⁽⁸⁰⁾

だが朝連側はいまだ国籍問題の解決に至っていなかったため、朝連中総代表は八月二六日にオブラー、ホイットニー、フィルデイン、コップらと会見、在日朝鮮人の国籍問題についての考慮を求めた。その結果、占領軍は内務省に外登令によって在日朝鮮人の国籍が左右されない旨の指令を発し、⁽⁸¹⁾ 内務省は同趣旨の無電を翌二七日付で各府県知事宛に送った。⁽⁸²⁾

また、もう一つの懸案として「無籍者」の取扱の問題があった。これについても朝連中総は内務省と二七日に合意、内務省調査局は同日付で「所謂無籍者の登録に当っては朝鮮各種団体の責任ある証明書（無籍の事由及び登録市町村に居住すること、他の市町村で登録申請をしていないことが解る程度のもの）を有力な参考資料にされたい」とし、期間についても「登録状況の極めて不良の都道府県にあっては独自の立場に於て短期間申請期間を再伸張するか又は関係各部との連絡により適宜の措置を講ぜられたい」と指示した。⁽⁸³⁾

そして、八月二八日付で内務省と朝連中総は以下の「覚書」を交換、ようやく意見一致をみた。⁽⁸⁴⁾

一、登録令に関し、外国人として一般的処遇を保証すること

二、警官の不介入

三、無籍者の取扱

1、密入国者中軍人軍属として現地から直接朝鮮に復員して家庭及事業整理うえ入国した者

2、戦時中軍人軍属徴用等で戦場を脱出した者に該当するものは朝鮮人連盟各府県本部の発行する確認証を有力な資料として使用するこ
と

四、写真については日本政府が経済的便利を謀ること

五、登録実施後登録証明書の取扱について濫用、或は悪用しないこと

六、期限経過後の申請者の取扱は、今後の経緯を参酌し、便宜の措置を講じ、登録が円満に実施出来るようにすること

なお、一九四七年八月二〇日付建青民団との共同声明の新聞広告中、在日朝鮮人各位は云々とあるのは調査局としては、建青、民団傘下の朝鮮人に対して言っているのであつて建青民団以外の団体に属する朝鮮人を含まないことは当然である。

以上

一九四七年八月二八日

在日本朝鮮人連盟中央総本部外務部

日本国内務省調査局

こうして八月三一日の申請期限を前に、朝連と民団・建青は内務省との協議を終え、外国人登録に応じることになった。この覚書の内容は、朝連中総が六月五日に内務省に渡した六項目要求に沿ったものである。逆に言えば、七月以降の呈示要求権削除や写真撤廃等を含んだ条文改訂論の立場は、結局反映されなかった。

だが、九月六日の内務省発表によれば、九月三日現在で朝鮮人の登録申請者数は一四万三九一四人に留まった。⁽⁸⁵⁾ 七月末日から三倍程度に増えてはいるものの、到底八月末日で登録しきれるものではなかった。このため各地で登録期間が延長され、京都府では九月一〇日まで、「登録事務整理期間」とされた。⁽⁸⁶⁾ 大阪府では一ヶ月末現在でも登録は完了していない。⁽⁸⁷⁾ 登録実施後、各地では早速、警察による取締が始まり、四七年九月には下関警察署が外国人登録令違反で朝連活動家を逮捕、⁽⁸⁸⁾ 同じく一二月四日には、神奈川県で川崎支部民青委員長、本部書記長が逮捕されている。⁽⁸⁹⁾ 朝鮮人側に登録に積極的になる理由は無かつたのである。

五、外国人「管理」の基盤整備——登録実施後の内務省調査局

(一) 外国人登録カードによる記載事項の集中的管理

八月末の「合意」をうけて各地域で外国人登録申請が始まったが、内務省の仕事はこれで終わったわけではなかった。

そもそも九月以降に行われた「登録」とは何だったのだろうか。外登令は各市町村に対し「外国人登録簿」を調整し、市町村の事務所に備えることを義務付けているが（第五条）。ここでいう「外国人登録簿」とは、「当分の間〔…〕登録申請書を編冊したものを以て、これに代え」たものである（外登令施行規則第五条）。つまり、八月末以降に行われたのは、「外国人」の外国人登録申請書をかき集め、これを編冊して外国人登録簿を作ることであった。

だが内務省が外国人登録令を作り出した最大の目的は「不法入国（在留）」の摘発にあったため、各市町村に申請書を編冊した外国人登録簿が備えられているだけでは不十分だった。これを中央で一元的に管理する体制が整えられねばならない。内務省調査局が省解体直前に取り組んだ最後の仕事は、外国人登録簿の管理システムを整えることだった。

この際、内務省が考案したのが「外国人登録カード」である。市町村の外国人登録簿に加えて、同様の内容を記載したものを都道府県と内務省が「外国人登録カード」の形で保持し、これにより外国人登録簿の情報を一元管理するというものである。内務省は四七年九月一五日には「外国人登録カード」整備のため予算要求中であると予告している。⁹⁰そして同年十二月一日、内務省は「外国人登録カード整備要領」（以下、「カード整備要領」）を定めた。⁹¹

「カード整備要領」によれば、整備の目的は（一）本省及び地方庁における記録の保管、（二）登録上の異動又は不正、不備の変更及びこれに対する連絡、調査、（三）検索（利用）及び保管の便宜、（四）資料の滅失に対する危険の分散の四点である。原則としてカードの各欄には外国人登録簿の当該欄の記載をそのまま記載し、外国人登録がなされた場合には市町村はカードを作成するよう指示した。なお、この際、朝鮮人の名前については「本名」によるとされ、「日本名」を有する者も「本国名」で索引欄に記入せよと指示している。市町村が作成したカードは内務省と都道府県に通ずつ送付され、登録者五〇〇名以上の市区町村でも一通保管する。また、外国人登録の記載事項に変更が生じた場合には市

町村は「カード保証資料」を作成し、同じく内務省と都道府県に一通ずつ送付される。これに従い、各市町村は一九四八年一月末日までにカードを内務省に送付することになった。

内務省はこのカードを朝鮮人の日本への渡航のチェックに用いた。一九四七年一二月、内務省調査局の秦第四課長はノボトニー大佐宛に、佐賀県知事より一月四日付で送られてきた外国人登録証明書の「偽造」に関するレポートを送付した。⁹²佐賀県で逮捕された一人の「密航」者の調査の結果、三枚の登録証明書が発見され、釜山のブローカーから五〇〇円で購入したと供述したとの報告である。このうち三人については渡航の理由と職業が記されている。そのうちの一人は鉄工労働者で、日本にいる母、長男、三男と一緒に暮らすために渡航した。もう一人は石鹼製造技術を学ぶために日本に渡ろうとした。最後の一人はもと東京・本所でロープを製造していたが、一九四五年七月一日に朝鮮に戻り、ロープ製造機械を処分するために日本へ渡った。

もちろん、内務省は朝鮮人の渡航目的の実態を理解するために資料を作成したわけではない。内務省は大阪府に照会し、登録証明書の所持人は現に大阪に居住しているとの回答を得て、この証明書が「偽造」されたものであることを確認した。そしてこの事例を根拠に、秦第四課長は次のようにノボトニーに報告した。

〔1-3は略〕

4. 外国人登録が開始された時、不法入国の発覚や実際には存在しない人の名前での不正登録を恐れて、朝鮮人は強く反対していたという事実から考えて、上記の不正登録及び上記のような不法入国を隠す目的で、莫大な数の偽造証明書 (forged certificates) が存在する可能性があるかと判断できる。

5. 内務省はそれゆえ、近い将来に十分な時間をかけて、大規模な外国人登録カード (registration card) のチェックをすることを計画している。

ここで言われている「外国人登録カード」は前述のカードを指すと考えてよいだろう。⁹³また、内務省は佐賀県の報告をうけて一月一七日付で、各都道府県に佐賀県の情報を伝達し、都道府県で印刷した登録証明書を一部送付するよう指示、都道府県毎に紙質の異なる登録証明書のチェックも行おうとした。⁹⁴内務省は、佐賀県の報告をうけて大阪府に照会しているが、外国人登録カードを集計し、かつ各都道府県の登録証明書の様式を収集しておくことにより、この照会の速度を上げようと試みたと考えられる。一旦、外国人登録簿記載の情報が内務省と都道府県に集中され

れば、仮に市町村単位で「警察の介在」がなかったとしても、内務省・都道府県単位でこれを治安取締りに運用することは充分可能であった。

(二) 証明書の二元化と更新制の導入

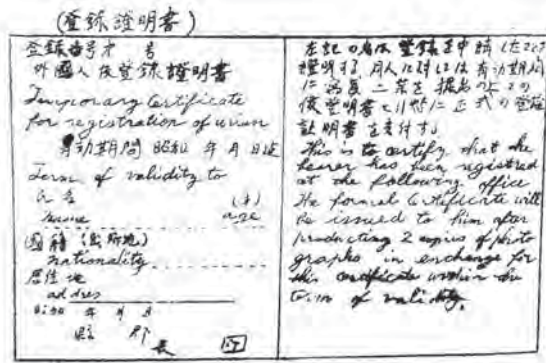
内務省は一方で「無籍者」の取扱についても対策を講じた。「無籍者」の取扱は前述のように朝連との交渉で最後まで争点となったものであった。朝連と内務省の覚書調印後の「無籍者」の取り扱いについて、大阪府は、「(1) 引きつづけ日本内地に居住していた者(一例戦時中徴用先から逃亡しそのため公式面に記載せられて居らぬ者)」と「(2) 昨年六月十二日(入国禁止に関する連合軍覚書発表)以前に入国して来た者(但し同年二月十六日以降計画輸送指令によって本国に送還せられたものは全面的に再渡航を禁ぜられている)」については「徴用先の証明書をはじめ居住乃至は入国年月日を証明するに足る証拠の提出を求めること」によって、無籍者の登録を可能にしたという。⁹⁵⁾ 朝連大阪府本部の機関紙は「この指令に依って無籍者も理由の正当な者で証拠物件がある場合は登録が可能となった」と評価している。

ただ、覚書は朝連の証明書が参考とされる範囲について、「軍人軍属として現地から直接朝鮮に復員して家庭及事業整理うえ入国した者」と「戦時中軍人軍属徴用等で戦場を脱出した者」に限定した。これらの者について、大阪以外の地域で朝連の証明書がどの程度参考とされたかは不明だが、それ以外の渡日者についてはそもそも救済される余地は無かった。しかし、内務省は無許可渡日者の摘発を外登令の最大の目的にしていたから、これらの者たちを予め登録から排除せず、いわば「不法入国」容疑者として常にチェックできるグレーゾーンを設けた。それが無籍者に対する「仮証明書」交付とその更新制の導入であった。

「外国人登録事務取扱要領」は「資料の関係で写真が遅れたときは、これを提出するまでその交付を見合せ別に左記様式の仮証明書を交付すること。仮証明書の有効期間は長くも十月末日までとすること」と定めている。⁹⁶⁾ つまり仮証明書は本来写真を提出できない者に交付されるものだった。【図一】の仮証明書の様式を見ても、「同人に対しては有効期間に写真二葉を提出の上、この仮証明書と引替に正式の登録証明書を公布する」とある。ただ内務省は、期間内の本証明書への書替えが困難なケースが予想されたため、一〇月二四日、有効期間を全国的に統一しないと指示し、本証明書に書換えた場合は、外国人登録簿の裏面備考欄に「何年何月何日本証明書に切替交付」と記入することとした。⁹⁷⁾

そしてこの延長された「仮証明書」について、内務省は一二月一日、「外国人登録事務取扱要領」の補足として、以下の通り定めた。⁹⁸⁾ いわゆる無籍者(その氏名が内地の公簿に登録されていない者(不明)に米穀通帳その他食糧配給通帳の交付を受けていない者)が登録

図一：外国人仮登録証明書様式



典拠：『昭和二十二年度以降 渉外関係書類』（高根村須走村組合役場）

取り入れられていたことは注目に値する。

(三) 外国人登録簿の閲覧権限の政府・地方自治体機関による独占

最後に外国人登録簿の閲覧について触れておこう。四七年十一月一七日、内務省調査局は外国人登録簿の閲覧について、次のような事例を紹介している。⁹⁹⁾

(一) 新宿区加賀町一丁目一七番地所在芙蓉会本部は朝鮮人に嫁した日本婦人に朝鮮の国語、風俗、習慣その他教養を与え、会員の福利親睦を計るといふ。同会の目的を達成するため右日本婦人の人員、住所、姓名を調査したい旨依頼してきた。

を申請した場合においては、**不法入国の疑のない明らか**な証明がない限り**最長三ヶ月**を有効限度とする**仮証明書を交付し**、その疑のなくなる迄これを更新し本登録証明書を交付しないこと（傍点引用者）。

又その者の外国人登録簿の備考欄には無籍者である旨を記載すること。

このように「仮証明書」は、写真未提出者に暫定的に交付する証明書から、「無籍者」に交付される証明書へと変容した。そして「仮証明書」に三ヶ月ごとの更新制を導入したことにより、「不法入国の疑のない明らかな証明」を提出できるまで、「無籍者」たちは絶えざる猜疑の目にさらされることになったのである。

こうして、内務省は証明書を二元化することにより、さしあたり全朝鮮人に登録させつつ、当局側が容疑をかけた対象については「仮証明書」という形で監視下に置きチェックし続ける仕組みを作り出した。一九四九年の外登令改定により外国人登録証明書の切替制度が導入されるが、すでに四七年外登令においても「仮証明書」に限り更新制が導入されていたのである。切替制度と更新制の關係に言及した史料は今のところ見出せていないが、切替制度導入以前に部分的ながら更新制というかたちで登録者の在留を定期的にチェックする仕組みが

(二) 中央区西銀座四丁目三番地数寄屋橋ビル内朝華新聞社は紳士録作成の目的で登録簿の閲覧を申入れてきた。(以上東京都)

(三) 商工公会員募集のため国際日日新聞社北海道支局長より外国人登録簿の閲覧を要求された(以上北海道)。

これらについて内務省は「登録簿は本来閲覧させるべきものでないが、その目的が個人の利益を主とする認められる場合を除く外、公の団体又は公共の利益を主としていると認められる場合或は外国人登録事務取扱又は促進上有利であると思われるとき、その他を考慮して事務に支障がなければ許可して宜しい。」と指示した。

事例一の「芙蓉会」とは正式名称を財団法人鶏林芙蓉会といい、朝鮮人と結婚した日本人女性によって四六年四月頃に結成された民団系の団体である。芙蓉会は「朝鮮漬物講習会」や朝鮮語、朝鮮服洋裁の講習を行う一方、朝鮮に帰って消息のつかめない夫の消息調査や、生活困窮者への就職斡旋を行っていた。¹⁰⁾ 前述のように外国人登録令は戸籍を基準としたため、朝鮮人男性と法律婚し元の戸籍から抹消された日本人女性は「朝鮮人」として登録の対象となったが、夫が朝鮮に帰ったケースも少なくなく、名乗りをあげることが難しかったと思われる。芙蓉会は同様の境遇の日本人女性との連絡のため、外国人登録簿の閲覧を求めたのであろう。

事例二の『朝華新聞』は金重鉉が銀座で発行していた日本語新聞である。確かに朝華新聞社は四七年三月頃に「在日朝鮮人紳士録」の刊行を予告、広く後援を求めている。¹¹⁾ 紳士録には姓名、生年月日、出生地又は本籍地、現住所、日本渡航年月日、学歴、経歴、趣味、家庭、肖像写真を掲載するとしており、広告の文面からは全国の在日朝鮮人を網羅した紳士録を刊行しようとしたようである。

事例三の『国際日日新聞』は発行部数は二万七千部を誇る日本語紙で、民団神奈川本部団長や前述の民団外国人登録問題委員会同盟も務めた事業家・朴魯慎が発行していた。GHQの民間検閲局は『国際日日新聞』を「右派」とみなしていた。¹²⁾ 以上三つの事例について、四七年一月の時点で内務省は特に閲覧を禁じてはいない。

一方、朝連も四八年一月からの盟費制実施にあたって盟員簿を作成することを決めたが、盟員簿について「各地方本部は外国人登録を基礎にして正確な盟員名簿を作成して中総に提出すること」「中総は日本の各地方庁に照会して捜査すること」とした。¹³⁾ 朝連が外登令施行以前に取り組んでいた戸籍編製は、この時点では頓挫していた可能性が高く、外国人登録簿を利用して盟員簿を整備しようとしたものと考えられる。ただ、朝連の場合、少なくとも外登令交渉の過程で各地方では、朝連活動家が市町村役場で登録を済ませた人物を調査して、その登録を取消させたことを内務省は問題視し、絶対に登録完了者の氏名を明かさぬよう指示した。¹⁴⁾ 申請開始以後については明らかではない。

しかし、これら一部認められていた外国人登録簿の閲覧は、法務庁設置後の四八年五月九日、法務庁民事局長が「近時之を政治的に利用せられ延いては登録事務に支障するおそれあるやに見受けられるを以つて爾今部外一般に対する閲覧は之を停止する様措置せられたい」と指示したことにより一切、禁止されることになった。^⑧一方、政府・地方自治体機関については「之の限にあらず」と指示されており、この指示以降もこれら機関による外国人登録簿は続けられ、外国人登録簿の閲覧権限は政府・地方自治体機関に独占されることになった。

六、結語

以上、本稿では外登令公布以後の交渉過程について、主に朝鮮人団体と内務省の動向を中心に検討した。

本稿での検討からは、朝連中総は楽観的な見通しのもと六月の段階で外登令への協力に応じたが、そもそも内務省に朝連中総の要求を守る気は無く、このため地方での交渉はいずれも暗礁に乗り上げたこと、そしてこのため、朝連中総は外登令の改定が必要であるとの立場に転換し、地方にもその旨指示したことが確認できる。金太基は「共産党員を中心とした朝連中央が片山内閣との政治関係を考慮し妥協的な立場に立っていたのに対して、外国人としての在日朝鮮人の法的地位を曖昧にすることなく、それを確立すべきであると考え朝連地方本部が多く存在していたからではなからうか」と中総と地方本部を対立的に捉えているが、むしろ中総の指示通りに地方本部が交渉していたからこそ、交渉はまともになかったのではないだろうか。「合意」に至ったのは内務省側に譲歩した地方本部だけだった。

ただ、地方と中央の要求が全く同一だったわけではない。特に「密入国者」をめぐる態度において、朝連中総と地方の対応には温度差があったといえる。本論中でも言及した神奈川での要求事項を見ると、現在留者を本籍者を認めよ、という内容があり、朝連が証明書の発給対象を限定した中総要求よりも救済の範囲は広がったといえよう。朝連中総の「密入国者」への態度は、内務省官僚を相手とした交渉の場での発言であることが考慮されるべきとはいえず、地方本部の対応と比べると厳しいものがあつたといえる。

また、同じく神奈川では民団、建青と共に対策委員会を構成しており、中央では見られなかった朝連と民団・建青の共闘が地方本部単位では一部実現していたことも、大きな違いであろう。しかし、こうした枠組みは中央レベルの方針が固まるにつれ維持が困難になり、特に八月二〇日の民団・建青の「合意」の影響は極めて大きく、これにより朝連と民団の対立は決定的なものとなった。神奈川でも、交渉過程でこの枠

組みは壊れ、朝連神奈川県本部が民団の「裏切り」を強く批判した。^⑩ こうした対立はその後の民族教育擁護闘争へと持ち越されることになる。

制定後の交渉という不利な条件ということもあるが、この交渉によって朝鮮人団体が得たものは極めて少なかったといえる。朝連、民団、建青等のいずれの団体も、外登令を契機に在日朝鮮人を外国人として承認することを求めたが、結果として朝連が認めさせることができたのは外登令と国籍問題を切離すことに留まった。外国人としての承認どころか、日本国籍であるとの見解が確定してしまいそうになったため、判断を先送りさせるかたちで後退戦を展開するしか無かったのである。また、民団は四七年九月三日付で声明書を発表し、外登令第一条、第十一条第一項の改定、第十三条第二号の削除という自らの要求が聞き入れられたとしたが、その後改定・削除が行われた事実は無い。内務省側が虚偽の約束をしたか、民団が虚偽の声明を出したかのいずれかであろう。

また、外国人登録簿の閲覧をめぐる交渉を見ると、この外国人登録の実施と並行して、それまで朝鮮人団体によって自主的に進められていた戸籍編製などの事業は霧消したと考えられ、外国人関連情報は日本国家に集中されるようになったといえよう。後には外国人登録簿の閲覧が一切禁止されて外国人関連情報の独占が実現するに至った。

ただ、その後の外国人登録交渉と比較すると、一九四七年の登録は限界があるとはいえず、最初の登録である性格上、実際には朝連による一括申請を比較的容認したものであったため、むしろ内務省側からみれば早晩「改善」をしなければならぬ登録であると認識されたこともまた事実であろう。実際、内務省は外国人登録実施後の体制を築くべく、「外国人登録カード」による外国人登録記載情報の一元的管理を図った。「無籍者」への更新制付仮証明書の交付も、朝鮮人からすれば定期的な在留状況のチェックにより規制であったが、内務省からすれば朝連との交渉の結果の妥協策であったといえる。一九四九年二月の外国人登録令改定では法務府はこうした47年外登令の特殊なあり方を清算し、外国人「管理」の強化を図ることになる。

(付記) 本稿は、世界人権問題研究センター二〇〇九年度個人研究費の成果である。本稿を執筆するにあたり、研究第三部「定住外国人の人権問題の研究」では報告の機会をいただき、メンバーの方々に貴重なご助言をいただいた。記して謝意を表したい。

注

(1) 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程——一九五二年体制の前史」寺沢一他編『国際法学の再構築(下)』(東京大学出版会、一九七八年、但し引用は大沼保昭『單

一 民族社会の神話を超えて 在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制「東信堂、一九八六年より」。

- (2) 金太基「戦後日本政治と在日朝鮮人問題」(勁草書房、一九九七年)
- (3) 鄭祐宗「朝鮮解放直後期における在日朝鮮人の生活と運動——一九四七年の大阪地方を事例として」(大阪大学大学院文学研究科修士学位论文、二〇〇八年)
- (4) 大沼「出入国管理法の成立過程——一九五二年体制の前身」四一頁。
- (5) 同右、四三—四六頁。大沼による秦重徳へのインタビューによれば、ポツダム勅令の形式が採られた背景には、国会の制定法という形式では可決が困難との内務省の判断があったという。帝国憲法下において、政府は議会での反対を回避するためにしばしば憲法第八条の緊急勅令により重要法令を発令させた(増田知子「天皇制と国家 近代日本の立憲君主制」青木書店、一九九九年、第一章参照、内務省官僚は帝国憲法の最期の段階においても、こうした天皇の命令権に依拠したのである。
- (6) 「中国僑務及び朝鮮人団体との交渉記録」、「外国人登録関係」(山梨県地方課、一九五一年)、『在日朝鮮人史研究』三九号、二〇〇九年所収。
- (7) * 在日本朝鮮人連盟「第十回中央委員会議事録」、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成(戦後篇)』一卷、不二出版(以下、『集成』と略記する)、一五二頁。以下、朝鮮語史料については*印を付す。
- (8) 同右、一五五、一五六頁。
- (9) 「外国人登録令解説」、「外国人登録例規通牒綴 其ノ一 自昭和二十二年至昭和二十四年」京都府総務部涉外課(以下、『登録例規通牒綴①』と略記する)。朝鮮に対する日本の主権の解釈については、長澤裕子「ポツダム宣言」と朝鮮の主権『現代韓国朝鮮研究』(第六号、二〇〇六年)を参照。
- (10) 前掲「中国僑務及び朝鮮人団体との交渉記録」
- (11) * 「外国人登録問題に関して中総外務部発表」『朝聯中央時報』一九四七年九月五日付。* 在日本朝鮮人連盟中央総本部「第十一回中央委員会議事録」、一九頁、『集成』一卷所収。
- (12) たたし、四七年三月一三日の衆議院予算委員第一分科会で石崎千松議員は次のように発言している。「そこで、この監視人と言いますか、これらの人を増す、鞭撻する必要を私たちは感ずると同時に、今国内における朝鮮人は日本の法律で取締ることができなくなつておりますから、一九四〇年、この戦争の始まります少し前にアメリカがとつた日本人に対するやり方というものは私は参考にならうかと思う。それは、フィンガー・プリントをとつた。そうして写真とフィンガー・プリントの二つをつけてそれを日常携帯させた。それがなかつた人は密入国である、大概日本から入つてきたスパイであるということによつて直ちにつかまえる制度を設けたが、日本もこういう制度を設けたら朝鮮人の密入国を防ぎ、あるいは密入国者を送還するのに便利であるとうふうに考えるのですが、これらの考えは御参考になりましょうか。この質問に対し、内務省の田中樞一は大阪では写真入り登録証をつくつて成績が良好であると返答している。ここでいわれているアメリカでの「フィンガー・プリント」は、一九四〇年のスミス法(外国人登録法)を指していると考えられる。米国のスミス法により日本人が指紋押捺させられた経験を、朝鮮人識別法へと「活用」しようとする発言が日本人議員から出ていることは特筆すべきだろう。米国に日本がされたことを「学習」して朝鮮に対して行使する、というのは近代日本の歩みを象徴的に示しているようで興味深い。
- (13) Box no.1503 Folder no.4, June 14 1947, No.4th Sec. I.B. 828, From: Director of Investigation Bureau, H.M. To: Governor of Prefecture.
- (14) 「登録令実施と在日同胞 弾圧の可能性監視 すみやかな特権付与を喚起」朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』一九四七年七月一日付。
- (15) * 在日本朝鮮人連盟中央総本部「第十一回中央委員会議事録」三五頁(『集成』一卷)によれば六月一八日。
- (16) 「外国人の保障」が前提 意味深長な朝連との協力 白情報部長談「朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』一九四七年七月一日付。
- (17) 内務省調査局「外国人登録事務取扱要領」(一九四七年六月二日)『登録例規通牒綴①』。
- (18) 「外国人登録事務についての回答(新潟県)』『登録例規通牒綴①』。ただ、後述するように、朝鮮戸籍に記載されているかどうかを確認する術を日本側は持っていなかっ

たのであるから、ここでの「朝鮮戸籍令の適用を受けるべきもの」とは、「戸籍法の適用を受けていない者」という意味に過ぎない。朝鮮人男性と結婚した日本人女性の外国人登録について、内地の戸籍の除籍を要すると念を押しているのはその点と関連しているといえる。

- (19) *キム・ヨンミ「動員と抵抗 解放前後ソウルの住民社会史」プルンヨクサ、二〇〇九年、第五章参照。
- (20) *在日本朝鮮人連盟「第七回中央委員会々録」〔集成〕一卷、一〇九頁。
- (21) 「在日本朝鮮人連盟在日朝鮮人戸籍簿作成」『朝鮮日報東京』一九四七年一月三一日付。具体的には、1. 戸主・前戸主及び家族の姓名、2. 戸主及び戸主との縁関係人、3. 戸主及び縁関係人の出生年月日、4. 戸主及び縁関係人の実父母の姓名・縁関係、5. 戸主又は縁関係人となった原因及び年月日、6. 戸主又は縁関係人に養子の時と其の養親並に実父母の姓名並に実父母との関係、7. 其他戸主又は縁関係人の身分に関する事項」を整理することになった。
- (22) *「朝連下関支部」『朝鮮新報』一九四七年二月二〇日付。
- (23) 「戸籍部新設」『世紀新聞』一九四七年三月七日付。
- (24) 「戸籍申告は至急に」『世紀新聞』一九四七年三月三一日付。
- (25) 「復員世話部設置 朝連本部が幹旋の手」『世紀新聞』一九四七年三月一四日付。なお関連して朝鮮人軍人軍属の「恩給賜金等に関しては朝鮮政府樹立後に国際間の協定に基づいて行われるが、福岡地方世話部鮮台課では目下その書類整理中で完成を急いでいる」との記事もある（「遣家族援護積極化」『世紀新聞』一九四七年三月一四日付）。
- (26) 「建青中総で戸籍調査」『朝鮮日報東京』一九四七年五月一三日付。
- (27) 「外国人登録令解説」『登録例規通牒綴』①。内務省はここで「本令の制定は行政目的に出たものであって我が戸籍法の前身が明治草創の頃浮浪人跋扈の状態を防遏する手段として身分登録する手段として身分登録を実施したという事例と軌を同じくするが本令は徒に取締に便せんとするものではなく正当なる人国による外国人の国内における正当なる権利を保障することに遺漏なきを期せんとする意味を持つものである」ということを明記すべきである」と記している。
- (28) *「幽霊清算等を決議 第二回近畿地方協議会」『解放新聞』一九四七年七月一五日付。
- (29) 第二項の登録証明書及び旅券・国籍証明書等の呈示義務規定については史料毎に若干記述が異なる。九月五日付『朝連中央時報』には濫用禁止要求が掲げられているが、四七年九月五、六日の第十一回中央委員会議事録では、第二項は「人権蹂躪と濫用が憂慮される第十条提示要求権成文化削除」となっている。濫用禁止と濫用規定削除では相当に差異があるが、六月一九日の白武情報部長の発表にも条文削除は含まれていないため、当初は濫用禁止要求だったものが、後に呈示義務規定の削除へと発展したのではないだろうか。第十一回中央委員会議事録の記録は、後の条文訂正要求を、誤って交渉開始時まで遡って記したものと考えられる。
- (30) 「第二回中央議事会」『民団新聞』一九四七年六月三〇日付。
- (31) 「第三回中央委員会開催」『民団新聞』一九四七年六月三〇日付。
- (32) 「正しき外国人登録を要請す 外国人登録令に対する見解」『民団新聞』一九四七年六月三〇日付。
- (33) LS, Box no.1503, Folder no.4, From:Chairman of Committee of Registration of Alien, To: Supreme Commander for Allied Powers, Subj: Petition Concerning the Ordinance of Registration of Alien of Japanese Government.
- (34) *「外国人登録令に建青側不満表明」『朝鮮新報』一九四七年六月三〇日付。
- (35) 「外国人登録令の施行に伴う華僑及び朝鮮人の団体のその後の動向と我が方の態度について」（内務省調査局第四課長発、山梨県総務部長宛、一九四七年七月七日付）
- (36) 同右。
- (37) 前掲「中国僑務及び朝鮮人団体との交渉記録」

- (38) 前掲「外国人登録事務取扱要領」『登録例規通牒綴①』。
- (39) なお、ここで用いた「要領」は京都府総務部渉外課が六月三〇日付で各市長、地方事務所長に送付したのだが、内務省調査局長より静岡県知事宛に送られ、さらにそれを駿東地方事務所長が高根村長等宛に四七年七月二日付で送付した「外国人登録事務取扱要領」には「なるべく事前の中に調査等を周密にし実体的真実を補足することが望ましいことはいうまでもないが」と記されており、「事前の中に調査」に代わっている（駿地総第四〇二号「外国人登録事務取扱要領」について）駿東地方事務所長発、高根村長、須走村長宛、一九四七年七月二日、昭和二十二年以降 渉外関係書類「高根村須走村組合役場、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター蔵）。日付は若干京都が新しく、内務省がこの部分を修正した可能性もあるが、詳細は不明である。
- (40) *「下関市では七月二日発給『朝鮮新報』一九四七年五月二九日付。
- (41) 福本拓「アメリカ占領下における朝鮮人『不法入国者』の認定と植民地主義」、蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』（不二出版、二〇〇八頁）参照。
- (42) 「外国人登録令実施につき朝鮮人各団体総合意見提出」『朝聯神奈川』一九四七年七月（日付不明）。
- (43) *「朝鮮人団体懇談会 登録証問題に関して」『朝鮮新報』一九四七年六月一六日付。
- (44) 「外国人登録令実施につき朝鮮人各団体総合意見提出」『朝聯神奈川』一九四七年七月（日付不明）。
- (45) *「外国人登録問題討議!! 朝連愛知県下各支部総務部長会議」『朝鮮新報』一九四七年七月四日付。
- (46) 鄭祐宗は、大阪府が四七年七月二日に「不法入国者も登録義務（所謂無籍者として取り扱い）」という登録実施要項を指令したことについて、この「解釈は、内務省も明示的にはとっていない混乱した解釈であった」と指摘している（前掲「朝鮮解放直後期における在日朝鮮人の生活と運動」七七頁）。しかし本文中で見たように、内務省は「密航者」については登録義務があると指示しており、大阪府はこの既定方針に従ったに過ぎない。また、鄭はこれをもって大阪府が「『申請義務違反者』を『不法入国者』と見做すという立場」であり「未登録者に対しては、今後『申請義務違反』（第四条）ではなく、『不法入国』（第三条）として処罰するという立場」だと解釈しているが（同右）、少なくとも内務省、大阪府の方針から読み取れるのは、あらゆる朝鮮人は登録対象であること、かつ申請した者のうち「不法入国」の疑いがある場合は警察に通報することの二点だけである。申請義務違反者を即時「不法入国」として処罰する立場であったと解釈するのは無理があるだろう。少なくとも四七年の外登令実施の時点ではこうした解釈には立っていない。
- (47) *「登録令対策委員 東京都に要求提出」『解放新聞』一九四七年七月一〇日付。
- (48) *「外国人待遇実施まで登録証問題は保留」『解放新聞』一九四七年七月二〇日付。
- (49) 前掲「第十一回中央委員会議事録」、二〇頁。
- (50) 大沼保昭編「資料と解説 出入国管理法の制定過程」（以下、「大沼・入管資料」と略記する）8、「法律時報」五〇巻一、一九七八年一月、八九頁。ただし、資料集には書簡への総司令部側からの返信が掲載されているだけなので、この書簡そのものの内容については不明である。
- (51) *「外国人登録証実施に対処するわれらの方途」『解放新聞』一九四七年七月一〇日付。
- (52) *「登録令実施に際し警察の不法審問を警戒せよ」『解放新聞』一九四七年七月一〇日付。
- (53) 無電「外国人登録令について」（京都府渉外課発、内務省調査局第四課宛、一九四七年七月二日）『登録例規通牒綴①』。
- (54) *「条文訂正は内務省で 三宅事務官に外国人代表再三要請」『朝鮮新報』一九四七年七月二二日付。
- (55) 『登録例規通牒綴①』。
- (56) JS Box no. 1503, Folder no. 4 「申請期限延期後における外国人登録の処理方法」（福島県教育厚生課長発、市町村長宛、一九四七年八月一四日付）の添付資料。
- (57) 「声書書／外国人登録制に就く」『民団新聞』一九四七年八月一六日付。

- (58) 但し、同声明書によれば占領当局との「合意」に至ったのは七月七日である。
- (59) 前掲「申請期限延期後における外国人登録の処理方法」(福島県教育厚生課長発、市町村長宛、一九四七年八月一四日付)の添付資料。
- (60) 「大沼・入管資料」八、九七、九八頁。
- (61) (警察無電)内務省第一二七号、内務次官発、各府県知事宛一九四七年七月二八日『登録例規通牒綴①』。
- (62) 『世紀新聞』は登録不振の背景について次のように指摘する。「福岡県調査課の統計によると登録者は、朝鮮人は県下三万名のうち千五百名足らずで中国人の八割にぐらべ遅れている。これは手続の不徹底によるが貼付用の写真に手間どるのが大きな原因となっているので県調査課ではこの打開策として写真フィルムを中央と交渉し早急に各市町村に配給する準備を進めている。これが来れば値段も安くできるので促進が期待されている」(「外国人登録 福岡は不振」『世紀新聞』一九四七年八月三日付)。
- (63) 前掲「第十一回中央委員会議事録」二〇頁。
- (64) I.S. Box no.1503, Folder no.4, From: Kang Hsin, To: Camp Novotny, Subj: On Foreign National Registration Law.
- (65) * 「外国人登録問題 日警の介在絶対反対 朝連中総外務部長談」『朝鮮新報』一九四七年八月一五日付。
- (66) 「朴烈団長西尾官房長官と会見」『民団新聞』一九四七年八月二三日付。
- (67) I.S. Box no.1503, Folder no.4, Recent movement of foreign communities re registration of aliens, 14 Aug. 1947.
- (68) 「外国人登録問題解決 マ元帥に感謝文」『民団新聞』一九四七年九月一三日付。
- (69) 「相互に諒解を得て「登録令」に明るいきゃん」『民団新聞』一九四七年八月三〇日付。
- (70) 「声明書」『民団新聞』一九四七年八月三〇日付。
- (71) I.S. Box no.1503, Folder no.4, Recent movement of foreign communities re registration of aliens, 14 Aug. 1947.
- (72) 内務省無電第七七九号「外国人登録の実施徹底について」(一九四七年八月一七日)『登録例規通牒綴①』。
- (73) 「外国人登録令 条文の不当項目改正成る」『民団新聞』一九四七年九月二〇日付。
- (74) 前掲「第十一回中央委員会議事録」二〇頁。
- (75) 同上。原文は Box no.2189, Folder 19, From W.J.Sebald to Yun Keun, Aug 19, 1947.
- (76) 前掲「第十一回中央委員会議事録」三五頁。
- (77) 「外国人登録に対する外国人団体の協力方について」(内務省調査局第四課長発、各都道府県主管部長宛、一九四七年八月二五日)、前掲『昭和二十二年以降 渉外関係書類』。
- (78) 第十一回中央委員会。類似の仮訳が前掲『昭和二十二年以降 渉外関係書類』にも収録されている。* 「外国人登録証、これ以上の延期は不可能」『朝鮮新報』一九四七年八月二七日付
- (79) 『登録例規通牒綴①』。
- (80) 「外国人登録に対する外国人団体の協力方について」(内務省調査局第四課長発、各都道府県主管部長宛、一九四七年八月二五日)、前掲『昭和二十二年以降 渉外関係書類』。
- (81) 前掲「第十一回中央委員会議事録」二二頁。
- (82) 内務省無電第九四号「外国人登録令の施行に伴う朝鮮人の国籍問題に就て」(内務省調査局長発、各府県知事宛、一九四七年八月二七日)『登録例規通牒綴①』。

- (83) 前掲「第十一回中央委員会議事録」、二四、二五頁。内務省無電第九一〇号「外国人登録令について」(内務省調査局長発、各府県知事宛、一九四七年八月二七日)『登録例規通牒綴①』。
- (84) 「外国人登録申請期間について」(京都府総務部長発、各市長、各地方事務所長、朝鮮人各種団体長宛)『登録例規通牒綴①』。
- (85) 「朝鮮人二十万名 登録九月三日現在」『民団新聞』一九四七年九月二〇日付。
- (86) 京都府総務部長「外国人登録申請期間について」(一九四七年八月三〇日)『登録例規通牒綴①』。
- (87) 「外国人登録未了者 今なお五千名」『朝連大阪時報』一九四七年二月五日付。
- (88) 前掲鄭祐宗「朝鮮解放直後期における在日朝鮮人の生活と運動」、八一頁。
- (89) 「時事解説 外国人登録法(ママ)は正しく運営されているか」『朝聯神奈川』一九四七年二月二〇日付。
- (90) 調査局第四発「外国人登録カードの整備について」(内務省調査局第四課長発、各都道府県総務部長、教育民生部長、渉外部長宛、一九四七年九月一五日付)『登録例規通牒綴①』。
- (91) 内務省調査局四発第二三八九号「外国人登録カード整備要領」(一九四七年二月一日)『登録例規通牒綴①』。
- (92) LS, Box no.1503, Folder no.4, From: Chief of the 4th Section, Investigation Bureau, Home Ministry. To: Captain F.C. Novotony G.S., Subj: Re forged Registration Certificate Concerning the regulation of the ordinance relating to registration of aliens, Dec 1947.
- (93) 登録証明書の英訳語は registration certificate である。
- (94) 内務省調査局第四課長発、京都府総務部長宛「外国人登録例規通牒綴 其ノ一 自昭和二十二年至昭和二十四年」京都府総務部渉外課。ここで内務省は「朝鮮の沿岸の警備と不法入国者の警戒について最近朝鮮からの不法入国者の語るところに依れば朝鮮沿岸の警備は従来現地米軍側で担当していたのであるが、最近朝鮮人警備隊と更代したため、日本への不法入国が一段と容易になったとのことである。」と分析している。
- (95) 「外国人登録未了者 今なお五千名」『朝連大阪時報』一九四七年二月五日付。
- (96) 前掲「外国人登録事務要領」、『登録例規通牒綴①』。
- (97) 「本証明書と仮証明書の取扱について」(内務省調査局長第四課長発、各都道府県主管部長宛、一九四七年一月二四日)、『登録例規通牒綴①』。
- (98) 内務省調査局四発第二一九〇号「外国人登録事務取扱要領について」(内務省調査局長発、各都道府県知事宛、一九四七年二月一日)、『登録例規通牒綴①』。
- (99) 情報七号(内務省調査局第四課長発、京都府総務部長宛、一九四七年一月一七日)、『登録例規通牒綴①』。
- (100) 「財団法人芙蓉会 民族を超越した日本婦人のつとめ」『朝華新聞』一九四七年三月二日付。「鶏林芙蓉会 日本女性だけの団体」『朝鮮国際新聞』一九四六年七月一三日付。
- (101) 「在日朝鮮人紳士録刊行」『朝華新聞』一九四七年三月二日付。
- (102) 小林聡明「在日朝鮮人のメディア空間 G H Q 占領期における新聞発行とそのダイナミズム」風響社、二〇〇七年、四二―五三頁。
- (103) 「民団新聞」一九四七年二月二八日付、一九四七年八月二三日付。
- (104) 前掲小林「在日朝鮮人のメディア空間」、四五頁。
- (105) 「来年一月から実施 財政専門委員会で要綱決まる」『朝連中央時報』一九四七年一月一四日付。
- (106) 金達寿は次のように回想している。「そういう経済的なこともあって、古い印刷機械を買って、横須賀に印刷工場をつくったんです。それで、『民主朝鮮』ばかりでなく他からも注文を取って運営し、経済的に立て直しをはかるつもりだった。ところが、これがなかなかさういうふうにはならず、印刷工場のために人員も増やしたり

- したので、ますます経営状態は悪くなっていく。この印刷工場の話は「華燭」という作品に書きました。そのころ朝連で在日朝鮮人の戸籍簿をつくらうという動きがあったので、その印刷を一手に引き受けてと、そんなことにも希望をつないだけど、それもいつの間にか立ち消えになってしまった」（金達寿「雑誌『民主朝鮮』のころ」『季刊三千里』四八号、一九八六年一月。一〇一頁）。
- (107) 調発九七号「外国人登録令による登録完了者について」（静岡県（二字不明）調査部長発、各地方事務所長・市長宛、一九四七年八月二七日）前掲『昭和二十二年度以降 渉外関係書類』。
- (108) 無電第四九八号「外国人登録簿等の閲覧について」（法務庁民事局長発、京都府知事宛、一九四八年五月九日）『登録例規通牒綴①』。
- (109) 「主張 外国人登録令実施にさいして」『朝聯神奈川』一九四七年九月一日付。
- (110) 「外国人登録令 条文の不当項目改正成る」『民団新聞』一九四七年九月二〇日付。